

No. 2	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年7月8日法律第53号）	103
No. 3	地域の自主性及び自立性を高めるための 改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 （第5次地方分権一括法）（農地法関係）（平成27年6月26日法律第50号）	109
No. 4	水防法等の一部を改正する法律（平成27年5月20日法律第22号）	111
No. 5	国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針 （平成27年11月6日公表）	114

※	地域再生法の一部を改正する法律（平成27年6月26日法律第49号）	80
（第2編に収録）		
第4編	平成26年の法令改正等の主な内容と実務上の留意事項	123
No. 1	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年11月27日法律第127号）	124
No. 2	不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律 （平成26年11月27日法律第118号）	128
No. 3	犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律 （平成26年11月27日法律第117号）	131
No. 4	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の 一部を改正する法律（平成26年11月19日法律第109号）	135
No. 5	マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律 （平成26年6月25日法律第80号）	137
No. 6	建築基準法の一部を改正する法律（平成26年6月4日法律第54号）	140
No. 7	道路法等の一部を改正する法律（平成26年6月4日法律第53号）	144
No. 8	中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律 （平成26年4月25日法律第30号）	146

※	宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成26年6月25日法律第81号）	71
（第2編に収録）		
※	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成26年5月21日法律第39号）	52
（第2編に収録）		
第5編	平成25年の法令改正等の主な内容と実務上の留意事項	151
No. 1	国家戦略特別区域法（平成25年12月13日法律第107号）	152
No. 2	被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律 （平成25年6月26日法律第62号）	158
No. 3	大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法 （平成25年6月26日法律第61号）	161
No. 4	大規模災害からの復興に関する法律（平成25年6月21日法律第55号）	164
No. 5	災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年6月21日法律第54号）	170
No. 6	建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律 （平成25年5月29日法律第20号）	175

※ 民法の一部を改正する法律（平成25年12月11日法律第94号）…………… 18

（第1編に収録）

第6編 宅地建物取引業法関係の改正の主な内容と実務上の留意事項…………… 179

No. 1 最近の宅地建物取引業法令の改正概要…………… 180

No. 2 最近の法令改正等に伴う重要事項説明事項の追加・変更の概要…………… 183

【参考】説明すべき重要事項に係る各種協定一覧……………192

No. 3 「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」について…………… 198

第7編 不動産証券化に関する法令の主な内容と実務上の留意事項…………… 207

はじめに…………… 208

No. 1 資産の流動化に関する法律〔資産流動化法〕

（最終改正：平成29年6月2日法律第46号）…………… 210

No. 2 投資信託及び投資法人に関する法律〔投信法〕

（最終改正：平成29年6月2日法律第45号）…………… 213

No. 3 不動産特定共同事業法（最終改正：平成29年6月2日法律第46号）…………… 217

No. 4 不動産投資顧問業の登録制度の概要

不動産投資顧問業登録規程

（最終改正：平成26年10月1日国土交通省告示第935号）…………… 221

Column I：不動産信託受益権の売買等には第二種金融商品取引業登録が必要…………… 226

Column II：不動産信託受益権売買における重要事項の説明義務…………… 226

【参考】重要事項説明書様式例（売買・交換）…………… 229

凡 例

・本書で引用する法令等の略称は、基本的に次のとおりです。

宅地建物取引業法 = 「業法」又は「宅建業法」

宅地建物取引業法施行令 = 「令」又は「施行令」

宅地建物取引業法施行規則 = 「則」又は「施行規則」

宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方 = 「業法の解釈・運用の考え方」

又は「ガイドライン」

宅地建物取引業者 = 「業者」又は「宅建業者」

あるいは「媒介業者」

宅地建物取引業に従事する者 = 「従事者」又は「従業者」

宅地又は建物 = 「宅地建物」